

行政経営改革プラン重点取り組み項目推進計画

1 重点取り組み項目

(6)－2 外部監査制度導入の検討

2 改革の目的

本格的な地方分権を迎え、行政は説明責任が増大する中、適正で効率的な執行を行うことがますます重要になっている。そして、住民の自治体に対する関心の高まりに対しても、情報公開制度や住民監査請求など、自治体の監査委員及び補助職員の果たすべき役割は、ますます重要なものとなってきている。また、近年の地方分権推進に伴う国の地方自治体への関与等の縮減や危機的財政状況下における効率的行政経営の必要性を背景として、行政執行に対する監視・改善機能の充実・強化が求められている。

そうしたことから、外部監査制度など新たな監査制度の導入を検討し、監査機能等の充実・強化を目指す。

3 本部長の願い

住民自治の形成のためには、住民の行政への信頼と関心を喚起する必要がある。そのためには、なお一層の適正な予算執行と行政の透明化を確保しなければならない。そのためには、行政が提供するサービスそのものの必要性やそれらサービスの仕方の点検機能を充実・強化しなければならない。

また、これまでに多くの自治体で、不適正な経理処理がなされていたという事実が明らかになり、現行の監査制度が有効に機能しているのかが課題となっている。そうしたことから、外部監査制度の導入を検討するなど監査機能の充実・強化を図ってほしい。

4 推進の方策

まず、当項目の主管部署で、本町における監査制度の検証を行うとともに、外部機関による監査の体制、手法、費用対効果等について、近隣市町村の状況や先進的自治体の導入事例を調査研究し、本町においてその導入が適当か否か(個別外部監査による住民監査請求への対応等も含む)を検討する。そして、検討結果を基に行財政改革推進本部会議で外部監査のあり方について決定する。

なお、現在、国において監査制度の大幅な見直しを含む地方自治法の抜本的な改正が検討されていることから、この動きを注視しながら検討をする必要がある。

そして、検討結果に基づき制度導入が可能であると判断した場合は、導入に向けた条件整備のための取り組みを進める。

5 推進計画

検討する項目	H23	H24	H25	H26	H27
1 主管部署による検証					
2 主管部署による調査・研究					
3 推進本部会議での検討					
4 検討結果に基づく条件整備					
5 監査機能強化の実施					